

(案)

第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託契約書

公益財団法人いきいき岩手支援財団(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第 1 乙は、甲の定めた別紙仕様書により、第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務(以下「委託事業」という。)を誠実に実施し、甲は、その費用として、 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 円を含む)を支払う。

第 2 委託期間は、契約を取り交わした日から令和 5 年 12 月 27 日までとする。

第 3 契約保証金は、契約額の 100 分の 5 以上とする。

第 4 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託事業の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第 5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 6 乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第 7 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するとき、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第 8 乙は、委託事業が完了した場合は、第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務完了報告書(様式第 1 号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 10 日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第 9 甲は、第 8 第 2 項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第10 乙は、第8第2項（第9第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第11 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の9割以内を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

第13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第16 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第4又は第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第17 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正な手段で委託料の支払を受けたとき。

(2) 次にいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当していた場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第 18 第 16 又は第 17 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 19 乙は、この契約の履行に当って、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告をするとともに警察官に通報しなければならない。

第 20 乙は、第 16 又は第 17 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

第 21 乙は、第 20 の規定により委託料の返還をしなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付する

ものとする。

第 22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 23 乙は、この契約による事務の処理又は業務の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 24 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 11 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

第 25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする

令和 5 年 月 日

甲 住 所 岩手県盛岡市本町通 3－19－1
岩手県福祉総合相談センター 3 階
名 称 公益財団法人いきいき岩手支援財団
代表者 理事長 菊池 正勝

乙 住 所
名 称
代表者

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

公益財団法人いきいき岩手支援財団

理事長 菊池 正勝 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務完了報告書

令和 年 月 日付けで締結した、第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託契約により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務

2 委託事業完了年月日

令和 年 月 日

(様式第2号)

令和 年 月 日

公益財団法人いきいき岩手支援財団

理事長 菊池 正勝 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した、第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託契約により、委託料を次のとおり請求します。

金 円

委 託 契 約 額 金 円

前金払受領済額 金 円

【振込先口座】

金融機関名：

本・支店名：

預金種別：

(ふりがな)

口座名義：

(様式第3号)

令和 年 月 日

公益財団法人いきいき岩手支援財団

理事長 菊池 正勝 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで締結した、第35回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務委託契約書第12の規定に基づき、前金払を受けたいので次のとおり請求します。

金 円

※ 前金払請求の理由

【振込先口座】

金融機関名：

本・支店名：

預金種別：

(ふりがな)

口座名義：

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者等」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者等を監督しなければならない。

4 業務従事者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第9 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 10 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(再委託の承諾)

第 11 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続き及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 12 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 13 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 14 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

参考様式（別記「個人情報特記事項」第3・第4関係）

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

公益財団法人いきいき岩手支援財団理事長 あて

受注者 住所
氏名

年 月 日付で委託契約を締結した次の業務について、契約書第23に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
-------	--

	氏 名
個人情報管理責任者	
業務従事者等	

個人情報を取り扱う場所 (作業場所)	
-----------------------	--